

公園愛護会に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、水戸市が設置し、一般財団法人水戸市公園協会（以下「公園協会」という。）が管理する都市公園及び児童遊園（以下「公園」という。）において、公園の美化及び保全に関する活動を行う団体を、公園愛護会（以下「愛護会」という。）として認定し、支援を行うことについて必要な事項を定めることを目的とする。

(認定する団体の条件)

第2条 公園周辺の住民等によって結成された団体であること。

2 別表第1に掲げる公園の美化及び保全に関する活動を公園協会と協働して月1回以上行う団体であること。

(認定する団体の数)

第3条 愛護会として認定する団体の数は、1の公園につき1とする。ただし、公園協会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 1つの団体が複数の公園において認定を受けることを妨げない。

(申請及び通知)

第4条 愛護会の認定を受けようとする団体の代表者は、公園愛護会認定申請書（様式第1号）を公園協会に提出しなければならない。

2 公園協会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該団体の代表者に対し、公園愛護会認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(作業計画書の提出)

第5条 愛護会の認定を受けた団体の代表者は、毎年度、公園協会が指定する日までに、公園愛護会活動計画書（様式第3号）を提出しなければならない。

(作業報告書の提出)

第6条 愛護会の認定を受けた団体の代表者は、毎年度、公園協会が指定する日までに、公園愛護会活動報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

(報奨費の交付)

第7条 公園協会は、前条の規定により報告書の提出があった場合は、その内容等を調査し、相当であると認めるときは、愛護会の認定を受けた団体に対し、予算の範囲内で別表第2に定める基準により、報奨費を年1回交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、水戸市または公園協会が特に必要と認めるときは、報奨費の全額または一部を変更して交付することができる。

(代表者の変更)

第8条 愛護会の認定を受けた団体は、代表者を変更しようとする場合は、公園愛護会変更届出書（様式第5号）を公園協会に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 公園協会は、愛護会の認定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、愛護会の認定を取り消すことができる。

- (1) 公園愛護会解散届出書(様式第6号)の提出があったとき。
- (2) 長期にわたり活動を停止しているとき。
- (3) この要項の趣旨に違反する活動を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、必要があると認めるとき。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項の施行の日より前に公園協会への登録が完了し、公園の美化及び保全に関する活動を継続中の愛護会の認定を受けた団体については、様式第1号及び様式第2号の事務手続きを省略することができる。

別表第1（第2条関係）

公園の美化及び保全に関する活動

1. 公園の美化活動 （1）落ち葉や散乱ゴミの清掃・収集 （2）草刈り・草取りの作業 （3）水飲み場（手洗い）の清掃 （4）側溝・U字溝の清掃 （5）花壇の管理作業 （6）中木・低木等の剪定・刈り込み
2. 公園の保全活動 （1）施設（遊具・トイレ・水飲み場・ベンチ等）の見回り及び不具合箇所の通報 （2）公園灯の破損・球切れの通報 （3）樹木類の病虫害発生の通報 （4）砂場の砂補充・汚れ（ガラス等の混入）の通報
3. その他，公園の美化及び保全のために必要な活動

別表第 2（第 7 条関係）

報奨費基準

活動面積（1 か所当たり）	報奨費（円／年）
～ 500m ² 未満	9,000
500m ² 以上 ～ 600m ² 未満	11,000
600m ² 以上 ～ 700m ² 未満	13,000
700m ² 以上 ～ 800m ² 未満	15,000
800m ² 以上 ～ 900m ² 未満	17,000
900m ² 以上 ～ 1,000m ² 未満	19,000
1,000m ² 以上 ～ 2,000m ² 未満	21,000
2,000m ² 以上 ～ 5,000m ² 未満	22,000
5,000m ² 以上 ～ 10,000m ² 未満	23,000
10,000m ² 以上 ～	24,000

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

一般財団法人水戸市公園協会
理事長 様

公園愛護会認定申請書

このたび、私ども団体は、公園愛護会に関する要項を遵守することを約したうえで、下記のとおり公園愛護会の認定を受けたいので、同要項第4条第1項に基づき、申請いたします。

記

都市公園・
児童遊園名

活動面積 公園の（全部・一部（ ）㎡）

※全部又は一部のどちらかを丸で囲み、活動が公園の一部のみで行われる場合は、活動する場所や面積がわかる資料を添付してください。

ふりがな
団体の名称

〒

代表者住所

ふりがな
代表者氏名

代表者連絡先

団体を構成する
会員数・世帯数

_____ 会員数（ ）名， 世帯数（ ）世帯

代表者 様

一般財団法人水戸市公園協会
理事長

公園愛護会認定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、公園愛護会に関する要項第4条第2項に基づき、下記のとおり認定いたします。

記

都市公園・
児童遊園名

ふりがな
団体の名称

〒

代表者住所

ふりがな
代表者氏名

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

一般財団法人水戸市公園協会
理事長 様

代表者 住所
氏名

公園愛護会変更届出書

公園愛護会に関する要項第 8 条に基づき、下記のとおり公園愛護会変更届出書を提出します。

記

都市公園・
児童遊園名

ふりがな
団体の名称

変更前

代表者住所	
代表者氏名	
代表者連絡先	

変更後

代表者住所	
代表者氏名	
代表者連絡先	

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

一般財団法人水戸市公園協会
理事長 様

代表者 住所
氏名

公園愛護会解散届出書

公園愛護会を解散しますので、公園愛護会に関する要項第9条第1項に基づき、下記のとおり公園愛護会解散届出書を提出します。

記

都市公園・
児童遊園名

ふりがな
団体の名称

〒

代表者住所

ふりがな
代表者氏名

解散理由
